（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　令和七年度における法第三十四条第七項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　令和七年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十二・一九五とする。

（特別負担調整基準率）

第四条　令和七年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の四十四・三三七六一とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

（令和四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の廃止）

2　令和四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（令和四年政令第百十二号）は、廃止する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百六十七号

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項及び戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（未帰還者留守家族等援護法施行令の一部改正）

第一条　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十一万五千円」を「二十一万九千円」に改める。

第四条第一項第一号中「前条第一項」を「前条第二項」に、「同条第一項ただし書」を「同条第二項ただし書」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

（戦傷病者特別援護法施行令の一部改正）

第二条　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の五中「二十一万五千円」を「二十一万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法施行令第二条及び第二条の規定による改正後の戦傷病者特別援護法施行令第八条の五並びに次項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　令和七年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百六十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十条第三項及び第七十二条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「八十万円」を「九十万円」に改める。

第四条の六第一項第一号ロ(1)中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同号ロ(2)中「百分の十四」を「百分の十五」に改め、同号ロ(3)中「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項第二号ロ(1)中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同号ロ(2)中「百分の十四」を「百分の十五」に改め、同項第三号ロ(1)中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同号ロ(2)中「百分の十四」を「百分の十五」に改め、同号ロ(3)中「百分の十三」を「百分の十四」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金又は繰入金から適用する。

一　この政令による改正後の第二条第四項　令和七年度分の負担金

二　この政令による改正後の第四条の六第一項　令和七年度分の繰入金

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂